

現代日本における規範意識の喪失

— 自己・他己双対理論による検討 —

中 塚 善次郎*, 小 川 敦**

(キーワード: 規範意識, 自己・他己双対理論, 民主主義)

I. 問題と目的

筆者ら(中塚・小川ら, 2000)は, 以前, 現代の日本が陥っている「総崩れ状態」について, 独自の「自己・他己双対理論」(中塚, 1994)の立場から考察を行った。ここでは, 崩壊の実態として, バブル後の経済の崩壊, 家庭の崩壊(最終的には, 家庭における「人格完成機能」=親による家庭教育で子どもを社会化する機能, が失われたこと), 農業の崩壊, 政治の崩壊, 学校の崩壊, 倫理・道徳・規範性の崩壊(モラルハザード)が取り上げられた。そして, それらを生じさせる根本原因として, 現代民主主義が含む欠陥が指摘された。

自己・他己双対理論は, 人間の精神に, 「自分に閉じた心」である「自己」と, 「他者に開かれた心」である「他己」が存在すると考え, 人間の生を, 自と他という2つのモーメントを持つ弁証法的運動と統合の過程である, としている。この視点に立つと, 民主主義が, 基本的に他己を欠いた, 自己のみを追求する制度であることが明らかとなる。そこでは, 個人一人ひとりの「利益と選好」を極大化する行動が合理的とされ, その結果として, 当然に人々の自己肥大と他己萎縮がもたらされるのである。筆者らは, さまざまな社会の崩壊現象を, 自己肥大と他己萎縮という精神のあり方から起こるものとして考察し, この窮地を克服する道としては, 他己の根幹である信仰を取り戻す以外にはないことを述べた。

以上のような考察から数年が経った現在, 日本の社会情勢は, 多くの面でさらに悪化の一途をたどっている。近年, 急速に表面化してきた問題としては, 治安の悪化が挙げられる。犯罪が多発化・凶悪化・低年齢化して, 同時に検挙率も急降下しているのである。政府は2003年9月に, 異例とされる「犯罪対策閣僚会議」を開いた。インターネットで公開されている会議の概要や配付資料などによると, 刑法犯認知件数は, 昭和期から1996年頃まで横ばいもしくは微増の状態(140~170万件程度)にあったが, 翌年から急増を始め, 1998年に200万件

を突破, 2002年には285万4千件となっている。そして, 検挙率は戦後長い間ほぼ60%を保っていたものの, 2002年は20.8%にまで急落している。

犯罪以外の問題に目を向けても, 例えば, 1998年以降, 日本における年間の自殺者数は連続して3万人を上回っている。その結果, 日本の自殺率は, 現在, アメリカやEUの約2倍に達している。その上, 過労自殺やネット心中といった, 海外に例を見ない現象が多発しているのである。また, 高橋(2003)によると, 世界的には, 若者や高齢者の自殺が問題として取り上げられることが多いが, 日本のように働き盛りの世代の自殺が急速に深刻化したという事態も, 他国であまり類例がない。

さらに, 青少年や成人の引きこもりも, 日本でしか起きていない現象である。引きこもり者数の推定は, 研究や報告によって非常に大きな幅があり, 数十万人といったものから, すでに百万を超えているという見方もある。引きこもりは, 日本にしか見られないという特異性と共に, 存在数の多さという面でも深刻な問題である。なお, 斎藤(2001)は, 引きこもりは不登校と関連性が高く, 引きこもり者のほぼ9割が不登校を経験していると述べている。不登校から引きこもりに至り, 社会適応ができなくなると, そこには自殺のリスクがかなり高まるであろうことも予測できる。

このように, 現在の日本では, 社会病理現象と, 個人の精神病理現象が密接に関連し合い, しかもそれが幅広い年齢層に及んでいる。そして, 悪循環と言える状況の中で, 問題が多発し, 複雑化, 深刻化しているのである。

こうした, さまざまな社会崩壊現象の根底にあるのが日本人の倫理観・道徳・規範意識の低下, および喪失である。先に紹介したように, 筆者ら(中塚・小川ら, 2000)はすでにこの問題にふれているが, 本論文では, これまでに公表されている犯罪・社会規範・法意識などに関する資料や, 従来, 日本人の法意識や思惟方法などについて述べられてきたことを取り上げ, 倫理観・道徳・規範意識に関する今日的な問題について, 以前とはまた別の

* 鳴門教育大学障害児教育講座

** 鳴門教育大学大学院修了生

角度からの考察を行う。

なお、社会崩壊に直面しているという危機的状況は、日本において顕著ではあるが、現代の世界が共通に抱える問題でもある。このことは、民主主義制度がほとんどの国と地域で採用されていることや、多くの場合、「最高の統治形態」「普遍的な制度」(Sen 著 大石訳, 2002)と信じられていることと不可分な関係にあると考えられる。自己・他己双対理論に基づくと、民主主義のみを過剰に信奉することは、人間の精神に大きなバランスの崩れをもたらすと言えるからである。

このような中で、民主主義を世界に広める先導役を果たしているアメリカで、人々がどのような倫理観や規範意識をもっているかということは、重要な問題である。

次節で取り上げるいくつかの意識調査は、数カ国との国際比較が行われたもので、各国のデータにもふれるが、特にアメリカと日本との差や違いに注目していきたい。その後に展開する考察に際しても、折に触れてこの視点に立つこととする。

同じように民主主義を重要視してはいるが、アメリカでは、先進国としては例外的にキリスト教への信仰心が保たれている。逆に、日本はアメリカと違い、国家として信仰を排除している。信仰の有無と、それによる意識の差に着目することによって、日本が陥っている問題状況をいっそう明確にでき、解決や克服への道を具体的に示すことが可能になると考えられるのである。

II. 現代日本における規範喪失の危機的状況

(1) 犯罪の低年齢化と凶悪化

倫理観や規範意識の低下、喪失を最も端的に表すものとしては、前章でもふれたように犯罪の増加がある。

前田(2003)は、日本の治安悪化を考察する中で、いくつかの問題を重大な原因として示している。その中の1つが、来日外国人による犯罪の急増である。ただ、これについては、外国人犯罪者の行為だけに目を奪われるわけにはいかない。報酬を受け取って犯罪の手引きをする、日本人の協力者が多く存在しているからである。

もう一面、前田が重視するのは、少年犯罪の多発(犯罪の低年齢化)と、その内容の凶悪化である。このことは、教育における重大かつ困難な課題にもなっている(文部科学省, 2003)。

前田(2003)は、凶悪犯罪の1つである強盗について、次のように述べる。近年、強盗罪検挙人員の中で少年の占める割合が増加しており、1998年のピーク時には約55%に達していた。現在は当時からするとやや減少してはいるが、それでも40%を超える水準にある。ここで注意しなければならないのは、日本で少子化が進んでいることであり、その結果、少年(14歳以上20歳未満)は

全人口中の7%に満たないところにまで減っている。それほど少数の少年が、全体の4割を超す強盗を犯しており、これらから計算すると、少年が起こす強盗事件は成人の8倍の率に上ることになるのである。

また、少年犯罪が戦後ほぼ一貫して増加を続けた状況に関して、次のように述べられている。

戦後、少年犯罪の増加には4つのピークが見られた。第1は終戦直後、第2は1960年頃で、第2期の主体は昭和10年代後半生まれの「戦中派」と、20年代初期生まれの「団塊前期」の世代に該当する。第3は1980年代であり、昭和30年代末から40年代前半に生まれた、団塊2世代による少年犯罪が急増する。そして、第4が1990年代から今日に至るものである。

そして、少年犯罪がこのようにピークを描きながら増え続けてきた最大の原因は、戦後しばらくは残存していた、戦前からの社会・地域・家庭の規範が徐々に崩れ、その中で育った者が親になって、その傾向を助長したことである、としている。

(2) 日本の青少年の規範意識

犯罪の動向には、青少年に規範意識の喪失が顕著であることが示されている。では、青少年一般の、社会規範に対する意識はどうなっているであろうか。このことに関して、青少年を対象にしたいくつかの調査の結果を見てみたい。

最近、出会い系サイトや援助交際の広まりによって、10代の少女が性犯罪の被害者になったり、自ら犯罪に関わったりする、という事件が多発している。こうした状況を受け、警察庁が、「青少年問題調査研究会」を設置して、中高生を対象にした意識調査を行っている(警察庁生活安全局, 2002)。その中に、援助交際に関する調査項目があるが、それによると、「同じ年頃の女の子が見知らぬ人とセックスをして小遣いをもらうことをどう思うか」という質問に対して、高校生では男子回答者の8.2%、および女子回答者の3.9%が「してもかまわない」と答えている。「問題ではあるが本人の自由」という答えになると、男子では50.1%、女子では50.5%に上る。

かつて行われた「日・米・中の高校生の規範意識」(文部省, 1998)という調査でも、「売春など性を売り物にすることは本人の自由でよいかどうか」という質問項目があった。これに対しては、当時、日本の高校生の25.3%が「本人の自由でよい」と答えていた。この時、中国で同じように答えた者は2.5%と、日本の十分の一であったが、さらに注目すべきなのは、アメリカで、この質問項目が調査から除外されていたことである。除外の趣旨は伝えられていないが、アメリカでは、高校生に対してこのようなことは質問するまでもない、あるいは、質問すること自体がすでに反社会的で、公には許されない、等

と判断されたのではないかと推測される。

以上のデータからすると、日本では、少女による売春（と見なされ得る行為）を「自由」として肯定したり容認したりする10代の若者が、1998年からの4年間で、2倍以上に増えたことになる。

1998年の文部省の規範意識調査で、日本の高校生が「本人の自由でよい」と回答した割合には、性に関する質問以外にも、次のような項目で、米中との間にきわめて大きな差が生じていた。すなわち、「先生に反抗すること」が「本人の自由でよい」は、日・79.0%、米・15.8%、中・18.8%、「親に反抗すること」では、日・84.7%、米・16.1%、中・14.7%、「学校をずる休みすること」では、日・65.2%、米・21.5%、中・9.5%となっているのである。

これらの結果からは、日本の高校生がもつ意識の特徴として、先生、親、学校といった、「権威あるもの」に従うか反抗するかを、本人の自由であると考えている傾向が強い、ということが言える。これは、確かに先述の前田（2003）による指摘を裏付けるものである。

また、日本青少年研究所（2002 a）が行った、中学生対象の意識調査にも、同様の結果が見られる（日米中比較）。この中に、「中学生が絶対にしてはならないと思うことがありますか」という質問があり、そこには「友達をいじめる」「タバコを吸う」「無断外泊をする」等、13の項目が挙げられている。ほとんどの項目で3カ国間にさほど大きな隔たりはないが、全体としては、日本<アメリカ<中国の順で、「絶対にしてはならない」と答える率が高くなっている。

その中で一つだけ、日本の中学生において「絶対にしてはならない」と答える者の率が米中に比べて大きく落ち込んでいたものがある。それは「親に反抗する」という項目であり、数値は日・37.5%、米・71.7%、中・77.4%となっていた。これは、単に相手が親であるからというだけでなく、権威に対しては素直に従うという姿勢が、米中の中学生には共通していることの表れと考えられる。この点において、日本の青少年はかなり異質なのである。

日本青少年研究所（2001）は、日・韓・米・仏の4カ国の中高生を対象にした、自分自身と家庭、学校、社会の現状に関する認識の国際比較調査も行っている。その中に、結婚、純潔、家族、社会、文化などに関する価値観の質問（全15項目）がある。その1つとして、「間違っただけであっても改正されるまでは守らなければならない」という考えに対し、「とてもそう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」という4件法で回答するものがある。

回答結果であるが、全般的には日・韓・仏が共通している傾向にあり、この3国とアメリカとはかなり対照的である。そして、もっとも違いが際だっているのは日本

とアメリカとである。すなわち、間違っただけであっても、改正されるまでは守らなければならないという考えを、「とてもそう思う」としたのは、日本の6.0%に対し、アメリカは30.3%であった。反対に、この考えを「全くそう思わない」としたのは、日本が25.5%、アメリカが6.4%である。

「とてもそう思う」「まあそう思う」を肯定、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を否定としてまとめると、日本は肯定が34.1%で否定が62.4%、アメリカは肯定が77.6%で否定が20.9%となっている。肯定対否定の比は、日本で約1:3、アメリカではまったく逆の約4:1であり、意識の隔たりは非常に大きい。

日本の青少年は、法律がまちがっているのなら、とにかくそれに拘束されなければならない必然性はない、と考える傾向が強いことが分かる。法律に権威を感じるより、個人の自由を尊重し、主張しようとする青少年が多い、ということになるろう。

(3) 現代日本人の法意識の特徴

日本人が法律に対してどのような意識をもっているか、それを外国と比較した際に違いや特徴が表れるか、等のことについては、法意識国際比較研究会（1999; 2001; 2002）による、日本・アメリカ・中国を対象とした大規模な国際比較調査がある。回答者は、18歳から65歳以上までの、幅広い年齢層に及んでいる。

この調査結果から、アメリカおよび中国と比較した時に、日本人の法意識に特徴的であったものについて、5つの点を概観する。

第1に、「人々が社会生活を送る上では、法に従って生きればよい」という考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の5件法で回答を求めたものがある。米中2国は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた賛成の回答をした者が多数に上っていた（米57.8%、中73.8%）。それに対して、日本人の回答は「どちらともいえない」と答える者が最も多かった（40.3%）。

第2は、行政機関・警察・検察・裁判所・国会や政府の5つについて、それらが法を執行したり法律を作ったりする際に、どの程度公正と考えるか、という質問である。回答は、「公正である」「どちらかといえば公正である」「どちらともいえない」「どちらかといえば公正でない」「公正でない」の5件法で求められている。

米中では、すべての機関について、「公正である」「どちらかといえば公正である」と考えている者がかなりの割合を占めていた。米中でこのように答えた者の合計は、行政機関が、米43.5%、中70.1%、警察が、米59.1%、中61.7%、検察が、米48.8%、中77.3%、裁判所が、米

56.8%, 中 80.8%, 国会や政府が, 米 44.3%, 中 86.7%であった。

一方, 日本では, どの機関に対しても「どちらともいえない」と答える者が非常に多い。日本人が「どちらかといえば公正である」と答えた割合が最も高かったのは, 5つの対象の中で唯一裁判所だけであった。しかしその場合でも, 日本人でそう答えた者は41%であったが, アメリカで同じ答えをした者は48.1%, 中国では49.8%に上っている。

第3として, 「法のとおり生きるに損をすることがあるから, そのような場合には必ずしも法を守る必要はない」という考え方について, それをどう思うか尋ねた質問を取り上げる。回答は5件法で, 選択肢の言葉は第1でのものと同じである。

米中では, この考え方を否定する傾向が強く, 特にアメリカでは, 「そう思わない」と明確に答えた者が45.2%に上っていた。日本でそう答えたのは15.9%に過ぎない。日本は, ここでも「どちらともいえない」と答える者が最多を占め(36.3%), 「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせた否定の立場を表明した割合は41.4%で, 米65.8%, 中74.5%に比べると低い数値にとどまっていた。つまり, 日本には, 損得が絡む場合, 法の遵守について, 態度や考えを決められない者が, 米中と比べて多数に上る。しかも, 法を守らないことを肯定する傾向が強い。

第4に, 「法を破っても見つからないと思われるとき, 法を守るのは, ときにバカげたことである」という質問文に対する回答(同様に5件法)の状況を見る。アメリカで, 「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせた否定の立場を表明した者は約75%に上り, また中国でもこの考え方を否定するものが80%を超えていた。他方, 日本では明らかに違う結果が出ており, まず, やはり「どちらともいえない」と答える者が最多を占めていた(25.5%)。全体的には否定意見の方に寄っているが, それでも「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせて47.9%と, 米中に比べればかなり低率であった。そして, 「見つからなければ, 法を守るのはバカげている」という考えを「そう思う」

「どちらかといえばそう思う」と肯定する者は, 合わせて26.6%に達し, アメリカの16.5%, 中国の8.3%との間に, はっきりした差が出ていた。法の目的や, 意義や, 正当性などよりも, 破る, 守るという行為が人に見られるかどうかによって, 自分の行動を決める者が, 日本には米中と比較して高い割合で存在する, ということになる。

最後の第5に取り上げるのは, 「(タイプA) ときには法を守らないが, 上手に生きる」「(タイプB) 多少損をしながらも, 法を守って生きる」という2つの生き方について, 「あなた自身の生き方として, 次のどちらのタイ

プを選びたいですか」と質問したものである。回答は5件法で求められ, 選択肢は「タイプA」「どちらかといえばタイプA」「どちらともいえない」「どちらかといえばタイプB」「タイプB」である。

まず, 中国では, 「どちらかといえばタイプB」と「タイプB」を合わせた者が82.3%に上っており, タイプAを選んだ者が計10.3%であったのと大きな差が生じていた。アメリカは, これまでに見た質問に対する回答結果とは様相が異なっており, 「どちらともいえない」と答えた者が43.1%という高い割合を示した。そして, タイプBを選んだ者が計46.2%であった一方, タイプAを選んだ者は計8.4%にとどまっていた。日本も, タイプBを選んだ者が計47.7%で, アメリカに近かった。ただ, タイプAを選んだ者は計27.2%で, アメリカの3倍以上にのぼっていた。日本人にとって, 生きる上では「損か得か」という問題が, 米中よりもはるかに大きなウエイトを占めており, 得をする(=上手に生きる)ためには法を破ることを肯定する者が3割近く存在するのである。

(4) 日本人の法意識に表れた規範性の喪失

以上の調査結果からは, 次のようなことが指摘できる。

まず, 日本人は, 米中2国と比較した際, 法の権威を弱いものと見なしており, 法やその執行機関などに対する信頼度も低いレベルにある。また, 必ずしも積極的に法を否定するわけでもなく, 法を守るべきか, 信頼すべきか等について, 「どちらともいえない」と迷う者が多い。

また, 法に関する態度を, 自分の損得にどう影響するかによって判断する傾向が強い。これは, 日本人の多くが, 生きていく上で個人の利益を極大化することを重要な行動原理としていることを示すものである。また, 他人に見つからないのに法を守るのは「バカげている」という考え方は, 個人の好き嫌い, つまり選好のレベルで法を判断することである。馬鹿馬鹿しいと思ったら, 法を破ることに対して, 日本人は抵抗感が少ない。こうしたことから, 利益と選好に基づいて生き方や日常的な態度を決定し, またそのような「選択の自由」があることをもって良しとする, 多くの日本人の姿が明らかにされている。

これらのことは, 日本において, 人々の間や, 社会全体から, 誰もが共通に従うべき規範や判断基準がほとんど失われていることを示している。社会規範や法を, 守るべきか破るべきか, 信じるべきか疑うべきか等々のことは, 憲法第19条の言葉によるならば, すべて個々人の「思想及び良心の自由」にかかっており, 「これを侵してはならない」とされる。「思想及び良心の自由」を超えた規範が, 日本には原則として無いのである。

法律に従うのは, 破ったことが明らかとなった場合に罰せられて, 社会的あるいは経済的な損害を被るからに

過ぎなくなっている。法に違反しても、それが自分の利益になり、他人には発覚しないのなら、守ることにさしてこたわることはないと考えられている。また、法を破っても、自分の良心が痛まないのであれば、あえて問題に感じたり反省したりする必要はないと考える日本人がかなり多い、と言える。

たいていの日本人は、しつけや教育などを通じて、法についての知識を身につけてはいる。しかし、民主主義的な考えが社会のすみずみにまで浸透している日本には、法に従うかどうかに関し、個人の自由を規制するものはない。刑罰を受けたり賠償責任を負ったりしても一向にかまわないという「覚悟」を持った人が法を破るとしたら、その思考と行動を規制するような考え方は、日本に存在しないのである。

他方、アメリカには、聖書という、個人の考えを超えた規範が、厳然と存在している。大多数のアメリカ人にとって、自由とは信仰の基礎の上に成り立ち得るものであり、日本人のように「信じるのも疑うのも自由」「守るのも破るのも自由」と考えるのとは違う。アメリカでは、公立学校などで星条旗に向かい「国旗宣誓」を唱えることが法律で定められているが、それは次のような言葉からなっている（蓮見，2002）。

「私は、アメリカ合衆国の国旗とそれが象徴する共和国に忠誠を誓います。アメリカ合衆国はすべての者のための自由と正義をもち、分割できない神のもとにある一つの国家です。」（下線は筆者ら）

自由は、あくまでも神と聖書の教えの下にあることが謳われており、それが子どもの頃から日本とは比較にならないほど徹底して教育されるのである。

相対な存在である人間が作った法律は、それもまた改正の余地を含んだ相対な決まり事である。しかしアメリカには、法律の上に、絶対に改正のない、キリストの教えという規範がある。法がその教えの下にある限り、そこには従うべき権威が伴うのである。

一方、絶対な教えをもたない日本人が、規範に頼ろうとすると、その対象は法律しかない。しかし、法律とていつ変わるか分からないものであるとなれば、改正の権利を握っている人間が、法律をはるか下に見て、権威を認めなくなるのはごく自然な成り行きになってしまう。ここに、アメリカと日本の、きわめて大きな規範意識の隔りがある。

なお、中国人の法に対する意識の高さについてであるが、共産主義国家である中国には、アメリカのように国民的な広がりや影響力を持つ宗教はない。しかし、その宗教的規範意識の欠落を補って余りあると推測されるのは、党と政府に対する高い忠誠心である。すべてがそうとは言えないまでも、国家権力による締め付けの強さが、人々を、損得にかかわらず法を守ろうという考えにつな

ぎ止めている面は大きいのではないだろうか。

もう1つ、「ときには法を守らないが、上手に生きるタイプA」と、「多少損をしながらも、法を守って生きるタイプB」に関する質問においてだけ、アメリカでは「どちらともいえない」と答える者の割合がもっとも高かったことについて述べておきたい。これには、多くのアメリカ人が、聖書の教えを深く信仰すると同時に、プラグマティズムやインストルメンタリズムといった思想を重視していることが強く関連していると考えられる。つまり、アメリカ人には、結果において「上手に生きた」「うまくやった」ことが重要である。自分自身の生き方の問題として考えると、上手な生き方と法の遵守とを天秤にかけた場合、アメリカ人の意識もあいまいにならざるを得ないように考えられる。

ただ、そうであっても、タイプAの生き方に賛成するアメリカ人の割合が、3カ国中で最低であった（再掲しておく、アメリカ8.4%、中国10.3%、日本27.2%）という事実は、アメリカ人の遵法意識の高さを示している。アメリカでは、個人の自由や権利と、法の遵守や規範の尊重とのバランスをとろうという意識が強いのである。

III. 日本における規範意識の検討

(1) 従来の日本人観と現状との相違

以上のように、近年の犯罪傾向や、規範意識や法意識の調査などには、日本から、規範性が急速に失われていることが多く表れている。他国との比較からも、規範性の喪失において、日本が世界の最先進国になってしまったことが明らかだと言える。

これまで、日本人一般の特徴としては、集団を重んじ、規範意識が高く、秩序の維持に熱心である、等の点が挙げられてきた。海外の研究に、そのようなものは多く見られる。たとえば Reischauer（國弘訳，1979）は、個の独立という姿勢を見せたがる欧米人に対して、日本人は集団の規範に従うことに満足しきっていることが多く、衣服・行動・生活様式から、思想においてすらそうしたことが見られると述べている。また、集団重視主義の日本で、いちばん尊重される美德は協調性、物わがりのよさ、他者への思いやりなどであるとしている。

Vogel（広中・木本訳，1979）も、多くの日本企業が世界的な成功を収めた要因として、組織内では成員相互の協調性をもっとも重視されていることを挙げている。そして、アメリカ人は議論で決着をつけるが、日本人は合意によって決着をつけるとし、重要問題の解決に際しては、アメリカもこのような日本の考え方や方策を学ぶべきであると述べている。

また、戦後の長い間、世界でも異例に高かった犯罪者

の検挙率に関して、警察官の資質・能力が優れていることと共に、日本人が権威に対して従順であり、「お上」に服従する伝統的な傾向があるため、犯罪者に対して寛大ではなく、社会秩序を維持するためには進んで警察に協力することがある、と考えられてきた（Vogel 著 広中・木本訳、1979）。日本の警察の活動を制約するものはほとんどなく、逮捕は即有罪を意味し、容疑者に権利はない、とも言われていたのである（Etzioni 著 永安監訳、2001）。

さらに Sen（徳永・松本ら訳、2002）は、日本ではルールに基づく行動の遵守が、経済的な事柄や、社会的行為の分野において見られる、とし、そのために、日本と同じように裕福な国と比較して、街でごみが少なく、訴訟が稀であり、弁護士の数が極端に少なく、犯罪率が低い、と述べている。

このような日本に対する見方は、ごく最近、およそ1980年代から、90年代の初め頃まで、国内外に広まっていた。しかしその後、それらをまったく覆す社会現象や人々の意識が、きわめて多くの面で問題になって、今日に至っている。

筆者ら（中塚・小川ら、2000）は、民主主義制度を含む本質的な欠陥が、日本人の精神的な変化、すなわち自己肥大と他己萎縮を進行させてきたことを考察している。自己肥大と他己萎縮が起きた親が、自身の生活態度や価値観に基づいて子どもを育てるのであるから、世代がくだるに連れて、そうした傾向は必然的に強まると考えられる。この点には、前田（2003）もふれている。

それにしても、80年代から90年代初頭に至るまで語られてきた日本人像と、今日の実態とのギャップには、はなはだしいものがある。日本における規範性の喪失傾向は、世界に例がないほど急加速しているのである。

では、この現状に至るまでに、日本人の規範意識や倫理観は、どのような歴史的変遷をたどってきたか。それらは、現代に見られる自己肥大・他己萎縮にどうつながったか。本章ではこれらの点を検討する。

(2) 川島（1967）に見る日本人の法意識

検討の手がかりとして、日本人の法意識を深く掘り下げ、その問題についての活発な議論の出発点となった（法意識国際比較研究会、2001；大木、1983）として評価されている、川島（1967）による考察を取り上げる。

川島が重視するのは、伝統的に日本人には「権利」の観念が欠けているということである。日本人の法意識において支配的であったのは、「権利本位」ではなくて「義務本位」の考え方であり、しかもその義務は非確定的で、非限定的であるということが、日本人の伝統的な規範意識において重要であった、と述べられている。川島は、このような日本の義務の非確定性・非限定性は、決して

法意識のみに特有な現象ではなく、日本人の伝統的な思考様式に共通する一般的な特質であるとして、日本語にそのことが現れている、としている。

すなわち、日本語は、明確に限界づけられた意味内容を伝達するのではなく、伝達しようとする内容の中の中心的な部分を表明することばを用いることで、それに伴う他の種々の意味内容がそのことばによって示唆される。そして、伝達される意味内容の周辺は不確実なものとなり、受け手によって変化し得る、等と川島は述べる。

この結果、日本人は、個人相互間の社会規範について、その内容の中心的部分は比較的明確に意識しつつも、周辺部分については多かれ少なかれ不明確で不確実な内容を意識する。こうしたことによって、日本人は伝統的に、法律が規定する内容について、それが不確定的であることを意識し、また、法律の規定の規範性そのものにも、不確実性があることを意識する、というのが川島の考えである。

(3) 法意識の基礎としての「和の精神」

続いて川島（1967）による考察を見ていく。川島は、戦前から昭和40年頃までの、訴訟や弁護士の数などのデータに基づいて、次のように述べている。

伝統的な日本の法意識においては、権利・義務は、あるような・ないようなものとして意識されており、それが明確にされることは好まれない。しかし、西洋の法思想に基づいて構築された裁判制度は、紛争事実を明確にして、それにより当事者の権利義務を明確かつ確定的にすることを目指している。したがって、こうした裁判での解決は、日本的な人間関係とは異なるもので、権利義務が不明確・不確定であったことによって保たれていた、当事者間の友好的で、協同体的な関係を破壊することになってしまう。このようなことから、日本人の心には、訴訟を忌避する態度が深く沈着しており、その結果、訴訟・弁護士の数が少なくなることが生じるのである。

また、紛争が民事訴訟に持ち込まれると、その段階での解決法として、和解の手続がとられることが日本では多い。和解が好まれるのも、やはり権利義務の関係を確定することを嫌うという、日本人の法意識に基づいていると、川島は述べている。

そして、和解が容易に行われるという事実から、川島の考察は、民事訴訟解決の制度として、調停が定められていることに及ぶ。明治以来おこなわれた調停でも、やはり日本的な法意識の下で、はっきりと争いに決着をつけることより、あくまで問題を丸く納めることに主眼がおかれていた。

さらに川島が目指すのは、昭和の初期、軍国主義体制を強化するために、政府が国民に「和の精神」を徹底させようとし、それが伝統的な法意識と結び付けられて、

調停でもその考え方が強調されたことである。

この時期に叫ばれた「和の精神」は、川島の説明によると、社会集団の構成員である個人が、相互に区別されず、ぼんやり漠然と一体をなしてとけあうことを意味している。そして、それがまさに日本的な社会関係の不確定性・非固定性の意識にほかならず、伝統的な社会意識ないし法意識の正確な理解であり表現である、ということである。

このような「和の精神」の解釈に基づき、調停においても、善悪、黒白、権利義務を明らかにすることはほとんど（あるいはまったく）行われなかった。これでは、善がないがしろにされて悪が尊重される危険性が、いつでも存在している。しかし、そういう解決に至ったとしても、それもまた「和」であるとして容認されたのである。

戦後になり、昭和26年に、新たな民事調停法が制定されるのであるが、川島は、「和の精神」を重んじ、黒白を明らかにしない旧来の調停理念はほとんど変化しなかった、と述べている。

(4) 自己・他己双対理論による「和の精神」の理解

川島(1967)によると、日本人には伝統的に、法律をかなりあいまいに、しかも時に応じて自分に都合良く解釈する傾向が強い。そしてその際に、聖徳太子以来、日本における規範意識の根底をなしてきた「和の精神」が語られることが多かったのである。

「和の精神」について、「十七条憲法」の第1条には、次のように書かれている。

「一に曰く、和をもって貴しとし、忤うことなきを宗とせよ。人みな党あり。また達れる者少なし。ここをもって、あるいは君父に順わず。また隣里に違う。しかれども、上和ぎ、下睦びて、事を、論うに諧うときは、事理おのずから通ず。何事か成らざらん」(中村, 1983)。

ここで説かれたことは、川島(1967)の説明にあったような、「ぼんやり漠然と一体をなしてとけあう」ことであると理解するのが適当であろうか。改めて確認しておきたいのは、条文の最後に「事理おのずから通ず」と書かれていることである。『広辞苑』によると、「事理」には2つの意味があり、1つめには「物事の筋道。事柄とその道理」とされる。もう1つは仏教語としてのもので、その場合は「事すなわち相対・差別の現象と、理すなわち絶対・平等の真理」という意味になる。「十七条憲法」の第2条で、仏教を信仰することを説いた聖徳太子は、仏教語としての意味を「事理」という言葉に込めたと考えるのが自然である。したがって、善悪や黒白をつけないことこそ「和」であるというような、戦前だけでなく戦後においてすら一般的であった捉え方は、相当な曲解と言わざるを得ない。

その「十七条憲法」の第2条には、次のようにある。「二に曰く、篤く三宝を敬え。三宝とは仏と法と僧なり。すなわち四生の終歸、万国の極宗なり。いづれの世、いづれの人か、この法を貴ばざらん。人、はなはだ悪しきもの少なし。よく教うるをもて従う。それ三宝に歸りまつらば、何をもってか枉れるを直さん」(中村, 1983)。

第1条と第2条を合わせて読むと明らかであるが、「和をもって貴しとし」、「上和ぎ、下睦びて、事を論うに諧うときは、事理おのずから通ず」ことを可能にするために、「篤く三宝を敬う」ことを聖徳太子は大前提にしていた。「其れ三宝に歸りまつらば」、すなわち仏の教えという絶対の真理に依らなければ、「何をもってか枉れるを直さん」ということなのである。「人みな党あり。また達れる者少なし」だからである。ここには、人間はあくまでも相対的で、有限な存在であるとする自覚と反省が見られる。この考え方は、人間の正義と自由とは、神と聖書の教えという絶対的な規範の下にあるとするアメリカの姿勢と共通している。

「和」の字義を『大漢語林』(大修館書店刊)から抜粋して引用すると、次のようになる。

- (一) ①やわらぐ。また、やわらげる。
 (ア)やわらかである。やわらかになる。
 (イ)なごむ。おだやか。おだやかになる。
 (ウ)仲よくなる。仲よくする。
 ②やわらぎ。
 ③仲なおり。
 ④かなう。ととのう。また、かなえる。ととのえる。
 ⑤こたえる。応じる。
 ⑥あわす。まぜあわす。あえる。
 (二) ①こたえる。応じる。声や調子を合わせる。
 ②ととのう。また、ととのえる。調和する。
 (字解) 口+禾。音符の禾(クワ)は會(クワイ)に通じて、あうの意味。人の声と声とがあう、なごむの意味を表す。

これらを見ても、やはり「ぼんやり漠然と一体をなしてとけあう」といった解釈は行き過ぎで、誤りであると言える。封建主義や、軍国主義を維持するために「和の精神」は利用されたのであり、しかもそれが戦後もそのまま引き継がれて、今日に至っても何ら正されてはいない。

ここで、「和の精神」の心理学的な意味を、中塚(1994)の「人間精神の心理学モデル」(表1・図1)によって考える。

他者と仲良くし、他者に合わせようとするのは、意識レベルの基礎にある「こころ」の他己モーメント、「感

表1 精神の弁証法的二重性と心理機能 (中塚, 1994)

自己の モーメント	他己の モーメント	固有な機能
自我	人格	統合性・目的性・一貫性
認知	言語	知能, 知識の創造と蓄積
感覚	運動	技能, 外界への適応行動
情動	感情	通心, 内界の心的な処理
個人的 無意識	集合的 無意識	遺伝形質と生の衝動 人類が共有する無垢なもの

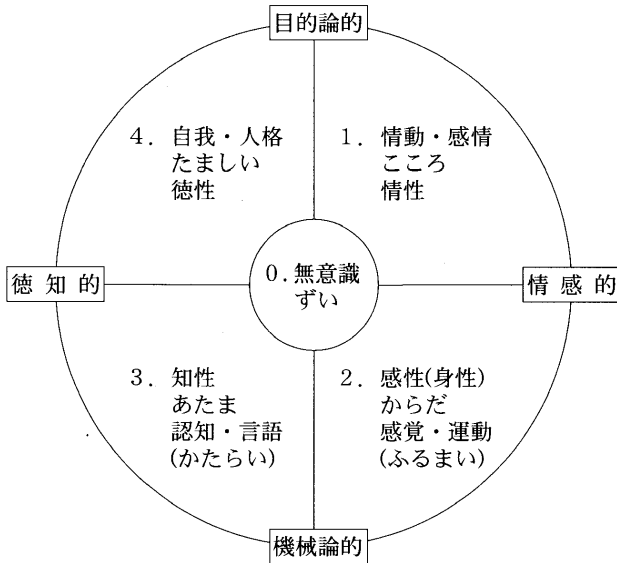


図1 精神機能領域の座標表示 (中塚, 1994)

情」の働きである。これは「人の心を感じるころ」、すなわち他者の心を推し量り、思いやって、それに自分の心を添わせようとする「ころ」である。そして、相手と心が調和したと実感できた時、自分の心も「なごみ」「おだやかになる」。それは、「ころ」のもう一方、自己モーメントの働きである「情動」が、満たされ、安定することである。

このように、「和」は、人間精神の基本である「ころ」(情動-感情) そのものに関する言葉と考えられる。しかも、「ころ」の2つの働きがまざあわせられ、調和して、おだやかになごんでいることを意味し、つまり「ころ」が統合された状態を表すと言える。

この「和」に基づいて、実生活におけるさまざまな道徳が実践される。この道徳、あるいは道徳性ということ、精神機能領域の最上部に位置する、自我-人格(たましい)によって担われる。

自己モーメントに属する自我は、よりよい自己を意識する心であり、自己の生き甲斐を追求し、実現していこうとする心である。一方、他己モーメントに属する人格は、より社会的であろうと意識する心で、社会の要請・期待に従おう、社会に貢献・奉仕しよう、社会関係を持つ、などといった言葉で表せる心である。こうした心

の働きによって、人間は、人生の目的や意味、理想を念じつつ、日々においては自分の立場や社会的要請に気を配りながら、生活を営んでいる。

自我-人格は、下に位置する各精神機能領域の中でも、特に情動-感情と密接不可分な関係をもっており、両機能は統合されて、精神の「目的論的」側面を構成している。この側面によって、人間は、生きる目的を設定し、人生の幸福や生き甲斐を感じることができるのである。

また、この2つの機能は、情動-感情(ころ)が基礎にあり、その上に自我-人格(たましい)が形成されるという関係にある。社会規範や、倫理や、道徳などを考える際、もっとも中心的にそれを担うのは、他己モーメントの人格機能である。人格機能が十分に働いている人は、「人格者」と呼ばれる。人格者とは、道徳的にきわめて優れている人に対して与えられる呼び名でもあり、法を尊重し、伝統を重んじ、世間の期待や要請に添って行動する人を指す。ここで重要なのは、感情を欠いては人格は発達しないということである。

感情は、「人の心を感じるころ」である。社会における人と人との関係の中で、同じ行動が、意識してであっても無意識のうちにならなくても、時間的経過の中で何度も繰り返される時、人は、「人の心を感じるころ」の働きで、その行動を期待するようになる。こうしたさまざまな行動が繰り返されるうちに、それらはやがて慣習になり、伝統となり、不文法へと発展していき、必要な場合には成文法とされることになる。

このように、人の心を感じて、つまり人の喜びを我が喜びとし、人の悲しみを我が悲しみとして、慣習や伝統や法に従って行動するとき、人は「人格者」と呼ばれるようになるのである。「人の心を感じるころ」を喪失した人間が人格者となることは、決してあり得ない。この「ころ」を欠いた規範や、倫理や、道徳というものはあり得ず、「和」に視点を戻せば、本来「和」のないところに規範はなく、法も成立し得ないのである。

「和」という「ころ」の統合、つまり意識レベルの情動と感情の統合が成るためには、実はそのさらに基礎である無意識(「ずい」)のレベルでの自己と他己、個人的無意識(煩惱蔵識)と集合的無意識(如来蔵識)の統合がなされなければならない。しかし、ここは無意識の領域であるために、自己と他己を意識的な努力によって統合させることは不可能である。意識してできるのは、無意識における自他の統合を念じて、その世界に沈潜しようと努力することである。それを体系化したものが、種々の宗教的修行にほかならない。仏教も、キリスト教も、読経・写経・座禅・祈りなどの修行によって、無意識における自他の統合に至ることを説く教えである。その境地を、仏教では「解脱」や「悟り」と言い、キリスト教では、心の中に「神の御国」を実現する、と言うのである。

このような心理的メカニズムの説明は、自己・他己双対理論と、人間精神の心理学モデルによるもの以外には見当たらない。ただ、人間が、自身の相対性や有限性を自覚し、その上で法・規範・倫理・道徳・自由・正義等の問題を論じる時、根本的には宗教に行き着いていくというのは、それらの問題が、人間精神の無意識の領域に根ざしているからだと言える。

(5) 歴史に見る日本人の自己肥大傾向

聖徳太子が唱えた「和の精神」は、約千五百年にわたって日本人の意識に存在し続けているが、その真意までが正確に伝えられたとは言いがたい。

聖徳太子が活躍した飛鳥時代から、奈良時代、そして平安時代の前期にかけては、仏教文化が非常に盛んとなり、多くの寺社が建立されたり仏像が作られたりした。また、空海や最澄が現れて教えを広め、天皇、貴族、朝廷の役人から民衆のレベルに至るまで、人々の仏教に対する信仰心は大変に篤かったと言える。この頃の日本は、人々が、人間を超えた力を深く信じてそれに従順であろうとし、また国家や社会のために尽くそうとする気持ちを共有していた「他己社会」であったと考えられる。

しかし、平安時代中期から後期になって、末法思想が流行し（日本の場合、西暦で言うと1052年が末法の初年に当たると考えられた）、そのころから死後の個人的な救済を説く浄土教、阿弥陀信仰が広まるようになると、「他己社会」の日本は「自己社会」へとそのあり方を変えていく。政治の世界でも、貴族による支配に代わって、武士の集団が各地で台頭し始める。

時代が鎌倉に移ると、武士は国家支配のシステムとして、幕府を構成し、封建主義を確立する。そこでは、支配者は絶対服従を強制して家臣はそれに応え、両者は強固な主従関係で結ばれる。しかしそれは、信頼、愛情、好意、共感といった「人の心を感じるこころ」による人間関係とはほど遠い、非常にエゴイスティックな動機に基づくものである。そのため、主人は部下を単なる「道具」「駒」として扱い、使い捨てにすることを辞さないし、部下の方としても恩賞のためならば命がけで働くが、それが期待できなければ主君を見捨てるのも裏切るのも平気で、むしろそうするのが当然である。こうした政治状況の中、仏教は現世利益や個人的救済をさらに強調する鎌倉仏教が隆盛を誇るようになる。

このあと、室町時代、戦国（安土桃山）時代、江戸時代と、武士による支配体制がおよそ六百年間にわたって続き、日本の自己社会化はますますその傾向を強めていく。仏教には、江戸時代になって檀家制度が取り入れられ、教えと言うよりも、幕藩体制を維持する一手段として奉仕させられるものに变质してしまった。

時代が明治になって武家社会が崩壊し、鎖国を解いて

みると、欧米列強では資本主義が急激に発展しており、そこでの人々はキリスト教という一神教と、その教えである「隣人愛」および「勤勉・節制・まじめ・質素などの禁欲的倫理」とを思想的背景として、エネルギーに活動していた。そして経済力を発展させ、次々と植民地を拡大していたのである。

明治政府の指導者は、日本を列強に呑み込まれない国にするために、欧米と同様の思想を持たなければならないと考えた。そこで、復古神道を利用することにしたのである。キリスト教の神にならって、天皇を万世一系の現人神とした。そしてまた、質素、勤勉などの思想でキリスト教と共通性のある儒教を、社会の倫理・道徳的支えとしたのである。こうしたことから、それまで神道と仏教が神仏習合となっていたのを改める必要が起り、1868(明治1年)には神仏分離令が出されて、それをきっかけに廃仏毀釈の運動が全国的に広まった。仏教は、公式的には布教の機会を失い、ただ、葬式を行うためのもののみが残されたと言える。こうして、歴史の変遷につれ、自己肥大のための手段として利用される傾向を強めてきたとは言え、千年以上にわたって日本人の根本的な精神のバックボーンとなってきた仏教は、国家の政策として消されていくこととなった。

復古神道の制度化と共に、学校教育においては1890(明治23)年に教育勅語が發布された。その中には、「父母二孝二兄弟二友二夫婦相和シ朋友相信ジ」とあり、ここに示された「孝」「友」「和」「信」などの価値は、みな他己（または自己と他己の統合）に属することがらである。これらを単に表面的な徳目としておくだけでなく、絶対的な価値として掲げていたのは、国民に対して他己の尊重を徹底するという、政府の強い意図の表れである。ただし、その動機は、富国強兵・殖産興業の政策を完遂させ、列強との軍事・経済競争に打ち勝つという国家エゴイズム、すなわち国家レベルでの自己肥大にあった。したがって、当時の国民は絶対的な政策によって他己を強制されたが、国家の枠を超えて、普遍的な愛や真理を求める（あるいは実現する）という、真の自他統合とは遠く隔たっていたのである。「和の精神」も、当時の国家戦略にきわめて都合の良い解釈がなされ、それは国民に押しつけられて広く浸透していた。

(6) 戦後の宗教否定

敗戦後、日本の政治体制は根底から改められることになった。国家神道は否定されて天皇は単なる象徴的地位におかれ、民主主義の思想に基づいて、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、を3原則とする新しい憲法が制定された。しかし、日本にとって不幸であったのは、その新憲法で、他己の根幹をなす宗教が徹底的に否定されたことである。

日本国憲法は、信教の自由について次のように規定している。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

日本における信教の自由の規定は、国としては宗教を一切排除するが、信仰を持つか持たないか、または何の宗教を信仰するかはまったく個人の自由である、とするものである。これに対し、たとえば米国には「国旗宣誓」の義務があるように、キリスト教を信じることは、大多数の国民や市民にとってほとんど当然の、人間として生きていく上での大原則と捉えられている。いわば「憲法として定めるまでもない」ことですらある。米国ほどではないにせよ、先進諸国には共通した傾向があり、日本だけが例外的存在となっている。

敗戦と占領期に至って、日本は仏教も神道も儒教も、すべて日本人に関わり、日本人を支えてきた思想という思想を残らず失うことになった。そのような国民にとって、唯一もつことのできる思想と呼べそうなものは、民主主義の考え方だけだったのである。民主主義は、必然的に、精神における自己肥大と他己萎縮をもたらす制度である。ただ、アメリカの場合は、日本と違い、自己追求の民主主義がきわめて重視される一方、それとバランスをとる形で、強い信仰心が人々の他己を支えている。

国家による他己の強制から「解放」され、自己の利益や権利や自由をほぼ無制限に追求することや、行動の原理に自己の選好をおくことを強力に勧める民主主義にさらされて、日本人の意識は大きく動揺し、あるいは根底から覆った。

「和の精神」は、戦後社会にも受け継がれた。この言葉は、本来、仏の教えという絶対の真理の下で、人々が他己によって互いに「ところ」を通わせ合い、自他の統合によって精神が安定することを指すものであった。しかし、千年ほどをかけて日本人が次第に自己を肥大させ、仏教がほとんど自己追求の手段と見なされてくる中で、「和の精神」も為政者に都合の良い徳目として利用されるものに変質してしまったのである。

明治以降、政府は仏教を強く排斥しつつ、古事記・日本書紀に代表される日本の古代思想を、皇国史観補強のために偏重したので、国体護持のための基本思想として「和の精神」はますます強く叫ばれるようになった。つまり、「和の精神」は、解釈によって、自己肥大の思想や

制度と何ら矛盾するものではないものにされ、しかもそれが、争いとは対極にある、きわめて平和的な日本古来の淳風美俗であると理解されていた。それゆえに、平和を謳い、自己肥大を積極的に肯定する戦後民主主義の社会に、なんら訂正も反省も加えられないまま引き継がれることになった、と考えられるのである。

自己が肥大すると、必然的に他己が萎縮する。他己は社会に定位する働きなので、これが萎縮した人間は社会定位ができなくなる。他者への関心が弱まり、常に自己へと関心が向く。他者が喜んでいるのか悲しんでいるのか、そうしたことを知ろうとせず、また知りたいとも思わなくなる。しかしその一方で、他者が自分をどう思っているのかということが、非常に気になるのである。こうした人は、他者とのコミュニケーションがうまくできず、適切な社会的行動がとれにくい。そのため常に不安にさらされており、その不安によってますます他者との関係が結べないという悪循環に陥ってしまう。他者の期待や要請が感じられないというのは、他者の言動に鈍感であるということであるが、このような自分自身の不安に関わるような言葉には、きわめて敏感に反応する。こうした傾向は、統合失調症の精神病理として捉えられるものであり、したがって終戦から現代に至る日本人は、多かれ少なかれ統合失調的であると言えるのである（中塚・上松ら、1996；中塚・小川ら、2000）。

このような自己肥大、他己萎縮が進むと、他者が自分を脅かすものとして迫ってくる。他者は、他己によってところを通じ合わせることで、自分自身に喜びや安定をもたらしてくれる存在なのであるが、他己が萎縮してしまうと、まったく逆の「敵」としてしか感じられなくなってしまうのである。また、他己は、法であり、伝統であり、風習であって、それに従うことで、他者定位と同じく安心が得られる。しかし他己が萎縮してしまうと、そうしたものの価値が分からなくなり、ただ自分を束縛し、侵し、脅かすものと思えなくなる。したがって、必然的に、規範や、倫理や、法律は、無視されたり、敵視されたりすることになっていく。

このような精神状態の人々が増えていく社会の中で、仏教という絶対的真理の基盤を欠いた「和の精神」が唱えられれば、そこでは当然のように、自分自身が相手に譲ったり、歩み寄ったりして「和」を凶るのではなく、ほとんど一方的に、相手に対して譲歩を求め、相手を屈服させることをもって問題を解決するようになる。実にそれは、弱肉強食という、「和の精神」とは正反対の状況である。弱肉強食の風潮は、自由競争や、市場原理至上主義の広がりとして表れている。その結果、富が偏在し、社会情勢は不安定化している。それは、民主主義制度しか信じるものがないという、自己のみで他己が萎縮した社会では、必然の帰結なのである。

IV. 現代日本における規範意識の再検討

(1) 規範に対する非確定性・非限定性

日本人には、伝統的に、法律や、あるいは習慣、約束事などに関して、非確定性、非限定性をもって良しとする傾向があった（川島、1967）。

これは、対人関係において、協調性や思いやりなどを最大限に尊重するという意識を基盤にしていたことの表れである。自己・他己双対理論で言えば、日本人にはもともと他己が豊かだったのである。すべてを建て前どおりに割り切るのではなく、状況に応じ、人間関係や他者の都合を考慮して、柔軟に判断や取り決めを行うことで、社会の安定が維持されてきた。

日本人が、このような意識を受け継いで来たのは、日本の文化が、狭い山麓の稲作地帯を基盤として成立し、発展してきたという条件によるところが大きいと考えられる（中村、1983）。

また、中村（1943）によると、日本では、支配者と被支配者との間に対立者としての意識が弱かった。両者はあたかも互いを家族であるかのように感じ、さらには日本の社会全体が家族の拡大のように見なされて、社会集団は家族原理を基本として運営されてきた、と述べられている。

しかし、前章で検討したように、歴史的過程を通じて、日本人には自己肥大、他己萎縮の傾向が進行してきた。それは、戦後、民主主義を信奉するようになったことで決定的になっている。その結果、規範を非確定的・非限定的に捉えることが、個人の利益と選好を追求するために手段化されるものになってしまった。他者の都合や立場への配慮が失われたのである。

また、規範を、自分の利益と選好のためだけに都合よく解釈する思考や態度は、日常的な社会関係から、その基礎をなす、善悪、真偽、正邪などの、人間にとってより根源的で、存在そのものに関わる規範や倫理にまで及んでいる。

たとえば、1990年代の中頃に、17歳を中心とした少年による殺人が連鎖的に起きたことがある。この時、多くの子どもや青少年が「なぜ人を殺してはいけないのか」という疑問をもっていることが大きな社会問題になった。詳しくは省略するが、盛んな議論が交わされたものの、結局、説得的で、かつ教育上意味のある答えが示されることはないまま、問題は風化してしまった。これは、「殺人をどう捉えるかは、つまるところ個人の自由である」という風潮が、日本にきわめて強いと認められる。言葉を換えると、規範、すなわち他己を喪失しているので、他者の生命にすら無関心になっているということなのである。

現代の日本人にこうした姿が見られることは、Lipset

（上坂・金重訳、1999）が述べたところによっても示唆される。

それによると、1990年の世界価値観調査の結果の1つに、次のようなものがあった。「何が善で何が悪かについては、絶対的に明らかな指針がある。この指針は、だれについても、どのような状況であれ、適用されるべきである」と、「何が善で何が悪かについては、絶対的に明らかな指針はありえない。何が善で何が悪かについては、われわれの時代の状況にすべてかかっている」という2つの設問に対し、自分の考えを答えるものである。Lipsetは、アメリカをはじめ、イギリス・フランス・西ドイツ・イタリア・スウェーデン・カナダの計7カ国におけるそれぞれの回答率を示している。

それによると、アメリカと、ヨーロッパ・カナダとの間には、明らかな差が現れている。すなわち、アメリカ人は、「絶対的な指針がある」と答えた者の割合が他国より高い（50%）。それに比べて、ヨーロッパ・カナダでは、「絶対的な指針はなく、善悪は状況による」と答えた者の方が多かった。そして、注目すべきなのは、数値は紹介されていないのであるが、Lipsetが本文中で、日本人は他よりも、「状況による」を選ぶ率が高かったと述べていることである。

Lipsetがデータを示している7カ国の中で、高率に「善悪は状況による」を選択しているのは、スウェーデンの76%である。日本はこれよりさらに高いというのであるから、日本人の場合、少なく見ても8割、場合によっては9割程度の人々が、「物事の善悪は、完全に状況によって変わり得る」と考えていることになる。

これらの結果から、次のような点が指摘できよう。まず、あらゆる問題が個人の自由な思考・判断・決定に委ねられるべきである、とする、民主主義的な考え方が、ヨーロッパ・カナダでは、アメリカ以上に強い。一方、アメリカでは、人間を超えた絶対的な規範があると信じる人が多い。アメリカは、他国以上に、民主主義を世界に広めることに熱心であるにもかかわらず、である。つまり、民主主義と、それに反する考え方とが、多くのアメリカ人の中で両立している。これは、アメリカ人の信仰心の深さに由来するものと考えられる。そして、国家として宗教と信仰を放棄している日本では、絶対的な規範の存在を否定する人の割合が、先進国中でもっとも高い。

再び視点を戻すと、古い時代、日本人には他己が豊かであったために、互いが「人の心を感じるころ」によって関係を結べば、建て前を押し立てるまでもなく、社会の円滑な運営が可能であった。そのような人間関係を概念的に示し、社会の円滑さを維持するために、「和の精神」という考え方が指針とされたのである。

そして、本来、「和の精神」の根底にあったのは、「われかならずしも聖にあらず。かれかならずしも愚にあら

ず。ともにこれ凡夫のみ。是非の理、誰かよく定むべけんや。あいともに賢愚なること、鑿の端なきがごとし。

(十七条憲法第10条)」(中村, 1983)とする, 人間の相対性, 有限性の自覚である。

人間は, 相対な存在であるという限界をもつために, 社会関係が, 堂々巡りや不公平なものに陥る危険性は常に存在している。そのことを避けるために, 聖徳太子は従うべき絶対的規範として仏教を掲げ, それへの信仰を定めたのである。何を是とし, 何を非とするかは, 問題が生じた状況によって幅があり, そのために解決にも複数の考え方や方法があり得るが, それらはすべて仏教の説くところに従い, そこから逸脱しないことが大前提である。そうでなければ, 「何をもってか枉れるを直さん」ということなのである。

かつて, 他己社会であった日本は, 規範や法を, 基本的に非確定的・非限定的なものとし, 人間関係の多くをその範囲内で結ぶことができていた。実は, 仏教という絶対な教え・真理への信仰が, 有形無形のうちに, そのような社会のあり方を支えていたと考えられるのである。

日本は, 戦後に至り, 国家としてあらゆる宗教や思想を放棄した。そのために, 圧倒的多数の日本人は, 絶対的な規範を失うこととなった。ただその上で, 規範を非確定的・非限定的なものとするそれまでの習慣だけは引き継いだと言える。絶対的な規範は失われたが, 法律などの相対的な決まり事は膨大に存在し続けた。そして, 自己肥大・他己萎縮が進行すると共に, 法律・契約・約束などを, 個人の利益と選好に都合よく解釈し, 利用する風潮が加速したのである。また, 人間にとっては絶対的な規範が存在するという考え方は, 多くの日本人が否定するところとなった。

これらの結果として, 現在, 社会崩壊の現象が多発していると考えられるのである。

(2) 絶対的規範の必要性

聖徳太子は, 相対で有限な人間が従うべき, 絶対的なよりどころとして, 仏教を掲げた。仏教が説くところを端的に示すことはきわめて困難であるが, 世俗の人々が守るべき戒めとしては, 「十善戒」がある。この内容は, 旧約聖書にある「モーゼの十戒」に通じるところもあり, 不殺生(生き物を殺さない), 不偷盗(盗みをしない), 不邪淫(男女の道を乱さない), 不妄語(うそ偽りを言わない), 不綺語(ふざけたたわごとを言わない), 不悪口(人の悪口を言わない), 不両舌(仲違いをさせるようなことを言わない), 不慳貪(物惜しみしたり貪ったりしない), 不瞋恚(怒り憎むことをしない), 不邪見(人間存在の根本理法について間違った見解をもたない)からなる。

いま, 現実社会のあり方を十善戒に照らしてみると, それらに反したことがあらゆる場面で行われている。根

本的なものを1つ指摘するならば, 大多数の日本人が, 時代の状況によって, いつでも善が悪に, 悪が善に変わり得ると考えていることは, 不邪見戒に反しているのである。

しかし, 現代の日本人が依拠している唯一の思想らしきものである民主主義は, 普遍的で絶対的な真理や規範の存在を認めない。民主主義では, 常に多数意見が採用されるが, それが善で, 真で, 正である保証はない。たとえば十善戒に照らすと悪で, 偽で, 邪であったとしても, 多数の者がそちらに賛成すれば, それに通っていくのである。

こうして考えてくると, 現代の日本は, 世界で最も民主主義が徹底した国だと言うことができる。そうした社会で, 個人の利害や選好が絡めば, 法や規範がないがしろにされていくのはむしろ当然である。多くの人は, 社会規範に反したり, 法律を破ったりするのが, 悪いことだという知識を持つてはいる。しかし, 現実の行動で葛藤や矛盾に直面すると, 従うべき規範を失っているが故に, どうすればよいのかが分からなくなってしまう。自分で考え, 自分で判断しなければならないというのが民主主義の「教え」であるが, 規範がない状態ではそもそも判断ができない。せいぜい参考にするのは, 周囲の者がどうしているか, ということである。多数決原理が支配する中で生きていくために, 善悪, 真偽, 正邪より, 多数の動向に従って, とりあえず身の安全を保障することに必死にならざるを得なくなる。

ここに, 自己肥大が進み, あらゆることが自己の情動を満足させるものでなければ我慢できないのに, 同時に他者のことが非常に気になり, 自分を客観視できないまま周囲に流されていくという, 一見するときわめて「非民主的」な姿があらわになる。

社会規範や法律などの束縛を排除し, 自分自身に関することを「自由」に判断・選択・決定できるという生き方は, 人間に幸福や生きる喜びをもたらすと, 大多数の日本人は考えており, そのことは本論文でも取り上げた調査結果からも示唆される。しかしながら, そうした意識と反比例して, 現在, 特に多くの青少年が低い自己評価しか持たず, 将来を悲観していることを示すデータは多い。

自己評価に関して, 日本青少年研究所(2002b)が高校生を対象に調査したもののから, その結果を見てみる。

質問項目の一つに「私は他の人々に劣らず価値のある人間である」というものがあり, それに対する回答率は「よく当てはまる」11.0%, 「まあ当てはまる」26.6%, 反対に「あまり当てはまらない」46.3%, 「全然当てはまらない」15.5%という結果であった。

この調査も日米中の3カ国比較であり, 同じ質問に対するアメリカの高校生の回答は「よく当てはまる」60.7%, 「まあ当てはまる」28.6%, 「あまり当てはまらない」

6.8%、「全然当てはまらない」2.9%であった。中国もアメリカと似た傾向を示しており、日本の高校生における自己評価の低さが際だっているのである。

また、将来に対する意識については、第二章2節でも取り上げた調査（日本青少年研究所、2001）の中に、「21世紀は人類にとって希望に満ちた社会になるだろう」という考えをどう思うか、を尋ねた質問がある。

これに対する日本の中高生の回答は、「とてもそう思う」8.3%、「まあそう思う」25.5%、「あまりそう思わない」46.6%、「全くそう思わない」15.5%である。

海外での回答は、アメリカで「とてもそう思う」26.8%、「まあそう思う」59.4%、「あまりそう思わない」7.5%、「全くそう思わない」4.4%である。韓・仏の回答率も、日本よりはるかにアメリカのものに近い。ここでも、日本の中高生は、異質なほど将来に悲観的である。

このようなことになるのも、多くの日本人に自己肥大と他己萎縮が極度に進み、精神の安定を保つことができなくなったからである。

自己・他己双対理論によって構築された時間論では、「過去」は他己の、「未来」は自己の働きとしてもたらされるものであり、「現在」は両者の統合であるとされる（中塚・大田ら、1997；大田・木村ら、1997）。この時間論に基づいて考えると、次のようなことが言える。他己が萎縮すると、時間としての過去が生み出されない。すると、現在という時間もなくなってしまふ。なぜなら、現在は過去と未来との統合であるのに、過去という、統合されるべき一方のモーメントが失われるからである。また、未来も、統合される過去を失って、時間としての意味をなさないものになってしまう。

そして、過去がなく、現在も存在しないと、いま生きているということに充実や安定をまったく実感できなくなるので、未来に安定を求めようとするようになる。しかし、未来は「未だ来ていない」世界であり、そこには常に不安がつきまわっている。それでもなお安定を保とうとすると、未来は、ただちに実現されるべきものとなる。それは、たった今の、一瞬一瞬を、刹那的に満足させるしかない、ということである。いろいろな欲望が、すぐに満たされなければ気がすまなくなる。そして、満たしたとたん、次への渇きが起ってしまうのである。ここには、過去と未来の統合としての現在があるのではなく、脈絡のない「今」が、切れ切れに存在するだけである。すると、未来への展望や希望がもてなくなるのは、必然的である。こうしたことが起こるのは、他己（＝過去、あるいは規範、法、伝統など）を喪失しているからなのである。

(3) 「人の心を感じるころ」を失った司法

さらに、日本は、絶対的な真理や規範を放棄し、つま

り他己を失っているために、法律の適用において「人の心を感じるころ」がほとんど無くなってしまっている。

そのため、法律によって救われなければならない人がいても、その人の痛みや悲しみは無視されるのである。そして、法治国家としての体裁や、当面の社会秩序をとりあえず保つために、人の心を感じるよりも、法律の一字一句にこだわり、条文を金科玉条にする傾向があらわになる。法律（または憲法）を超えた規範がないために、法律だけに固執せざるを得ないのである。

こうした実態に関連して、Reischauer（國弘訳、1979）は、1973年に、尊属殺人重罰規定が最高裁によって違憲であるとされた判決を取り上げ、「今日の日本人は、現行憲法に規定された個人の権利の前に、あたかもモーゼの十戒でもあるかのように拝跪する」と指摘している。この裁判については、筆者ら（中塚・小川、1999）も、自己・他己双対理論に基づいて詳しく検討しているので参照されたい。

また、2000年に発覚した、新潟の女性監禁事件では、被害者を9年以上に渡って自宅に監禁した被告に対し、一審で懲役14年が言い渡され、二審ではそれが11年に減刑された。裁判の経過や、根拠となった刑法の規定については省略するが、結局被告は、被害者を監禁した1日を、懲役の1日程度で償えばよいと判断されている。この一連の裁判は社会的に大きな問題となり、賛否が論じられる中、逮捕監禁致傷罪の法定刑の引き上げや、新たな罪の創設が議論されることとなった。しかし、問題の本質は、法律の想定を超えた事態が発生した際、日本の司法制度はそれにまったく適切な対処ができない、ということにある。重罰規定や新しい法律を追加するという対症療法では、どこまで行ってもきりが無い。言い換えると、規範のない日本では、憲法や法律を金科玉条にする以上のことは不可能なのである。

ちなみに、アメリカでは、押し入れに自分の子どもを数ヶ月監禁した母親が、終身禁固を言い渡されている。この差は、対症療法のレベルで論じられることではない。

とにかく規定されている通り、四角四面に条文を守ることに固執するというのは、一見すると遵法精神の表れのようなのであるが、規範、すなわち他己を喪失した状態において、人の心を感じるができず、条文しか頼るものがないという精神のあり方を反映している。これは、自己肥大と他己萎縮の表れなのである。

したがって、日本の司法に問われているのは「人の心を感じるころ」という、人間性の根幹である。

V. 他己社会への回帰

民主主義の進展に伴う人々の自己肥大化と他己萎縮化は、世界的な流れである。現代の危機的状況を危惧する

声は国内外で高まっているが、民主主義制度の影響による部分がきわめて大きいことを的確に指摘するものに出会うことは、まずない。

アメリカは、自国や世界の動向に敏感で、しかもそれらを客観的に理解・評価しようと努力する姿勢をもっている。危機感の高さでも、日本の比ではない。それらの根本には、多くのアメリカ人が「絶対的に明らかな指針」、聖書に説かれた普遍的な真理に、謙虚に従おうとし続けてきたことがある。

しかし、そのアメリカの伝統が、日本ほど急速ではないにせよ、民主主義の進展によって崩れてきている。多くのアメリカ人は、現在アメリカが直面している最も重要な問題は何か、という質問に対して、「倫理、道徳、宗教、家庭の衰退」と答えている（蓮見，2002）。そうした世論を背景にして、これまで以上に宗教を重視しようとする動きも見られる。しかし、それに対抗して、宗教から脱することを主張する言論もかなり盛んになっているのである。

例えば、コミュニタリアニズム（共同体主義）の立場から、社会秩序と個人の自律とのバランスの重要性を主張し、それを「善き社会」実現のための新しい黄金律として提唱している、社会学者の Etzioni（永安監訳，2001）は、コミュニタリアンの考え方が、新たな社会を築くための価値や構想に関する唯一の非宗教的・非権威主義的な源泉であると述べている。また Etzioni は、善き社会のための共通善について考える際、宗教的価値は必ずしもすべての人が共有する必要のない価値の良い例だとし、善き社会を実現するために最も重要視するのは、対話や討論である。

しかしそこには、相対的である点で限界がある民主主義に全幅の信頼を寄せるが故の問題点が、少なからず見受けられる。それは、第I章で引用したように、ノーベル経済学賞受賞者として、その発言が世界的に大きな影響力を持つ Sen（大石訳，2002）の考え方においても同じである。Etzioni や Sen らの主張については、いつか稿を改めて詳しく検討したい。いずれにせよ、アメリカにこのように新しい思想がいくつも生まれ、激しい論争や意欲的な試みが不断に続けられていることは事実である。

多くの日本人には、アメリカ人が抱くような危機意識や葛藤はきわめて薄い。半世紀以上かけて進行してきた自己肥大と他己萎縮が、もはやほぼ固定してしまったからである。固まってしまった精神構造が解きほぐされるだけでも、戦後の過程以上の、長い時間がかかるであろう。しかし、それを超えて、さらに目指さなければならぬのは、かつては実現していた他己社会に、再び回帰することである。そのためには、百年、千年単位の時が必要になっていく。そこまでを洞察して、現在の自分たち自身のあり方を見直すことには、相対を超えた、絶対

普遍的な真理に従順になる姿勢、すなわち信仰の回復が求められるのである。

文 献

- エチオーニ， A. 永安幸正監訳：新しい黄金律 「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言 麗澤大学出版会，2001。（Etzioni, A. *The New Golden Rule: Community and Morality in a Democratic Society*, 1996.）
- 川島武宜：日本人の法意識 岩波書店，1967.
- 警察庁生活安全局：青少年と生活環境等に関する調査研究報告書，2002.
- リップセット， S. M. 上坂昇・金重紘訳：アメリカ例外論 日欧とも異質な超大国の論理とは 明石書店，1999。（Lipset, S. M. *American Exceptionalism: A Double-Edged Sword*, 1996.）
- 蓮見博昭：宗教に揺れるアメリカ 民主政治の背後にあるもの 日本評論社，2002.
- 法意識国際比較研究会：「中国人の法意識」調査基本報告書 名古屋大学法政論集，180，1999，1－74.
- 法意識国際比較研究会：「日本人の法意識」調査基本報告書－2000年3月全国調査－ 名古屋大学法政論集，187，2001，1－64.
- 法意識国際比較研究会：「米国人の法意識」調査基本報告書－2001年8月全国調査－ 名古屋大学法政論集，193，2002，1－72.
- 前田雅英：日本の治安は再生できるか 筑摩書房，2003.
- 文部省：中央教育審議会答申－幼児期からの心の教育の在り方について・今後の地方行政の在り方について－ 文部時報，1466，1998，12－199.
- 文部科学省：中央教育審議会答申 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について 文部科学時報，1525，2003.
- 中村元：東洋人の思惟方法 第2部 日本人・チベット人の思惟方法 みすず書房，1948.
- 中村元責任編集：中公バックス 日本の名著2 聖徳太子 中央公論社，1983.
- 中塚善次郎：人間精神学序説－自他統合の哲学的心理学の構築とその応用－ 風間書房，1994.
- 中塚善次郎・小川敦：「人権と平等論」ノート 鳴門教育大学学校教育研究センター紀要，14，1999，93－102.
- 中塚善次郎・小川敦・清重友輝：現代民主主義の欠陥とその克服－自己・他己双対理論による検討－ 鳴門教育大学学校教育実践センター紀要，15，2000，111－120.
- 中塚善次郎・大田雅美・大向裕美・木村みどり・上松育代：障害児教育を効果的にするためのコミュニケー

- シヨンの研究(I) —自閉症児の時間障害を理解するための時間論の構築—, 鳴門教育大学学校教育研究センター紀要, 11, 1997, 75—84.
- 中塚善次郎・上松育代・木村みどり・大田雅美: 障害児教育を支えるコミュニケーション(I) —「コミュニケーションとは何か」自己・他己双対理論に基づく検討—, 鳴門教育大学学校教育研究センター紀要, 10, 1996, 41—50.
- 日本青少年研究所: 新千年生活と意識に関する調査 日本・韓国・アメリカ・フランス国際比較 日本青少年研究所ホームページ, 2001.
- 日本青少年研究所: 中学生の生活意識に関する調査 日本青少年研究所ホームページ, 2002a.
- 日本青少年研究所: 高校生の未来意識に関する調査 日米中比較 日本青少年研究所ホームページ, 2002b.
- 大木雅夫: 日本人の法観念 西洋的法観念との比較 東京大学出版会, 1983.
- 大田雅美・木村みどり・大向裕美・上松育代・中塚善次郎: 障害児教育を効果的にするためのコミュニケーシヨンの研究(II) —同名論文(I)で構築した時間論による自閉症児時間障害の理解—, 鳴門教育大学学校教育研究センター紀要, 11, 1997, 85—94.
- ライシャワー, E. O. 國弘正雄訳: ザ・ジャパニーズ日本人 文藝春秋, 1979. (Reischauer, E. O. The Japanese, 1977.)
- 斎藤環: 「引きこもり」の比較文化論 —日本における「甘え」の両義性 中央公論, 1401, 2001, 124—133.
- セン, A. 大石りら訳: 貧困の克服 集英社, 2002.
- セン, A. 徳永澄憲・松本保美・青山治城訳: 経済学の再生 —道徳哲学への回帰 麗澤大学出版会, 2002. (Sen, A. On ethics and economics, 1987; 1988.)
- 高橋祥友: 中高年自殺 —その実態と予防のために 筑摩書房, 2003.
- ヴォーゲル, E. F. 広中和歌子・木本彰子訳: ジャパン・アズ・ナンバーワン アメリカへの教訓 TBSブリタニカ, 1979. (Vogel, E. F. Japan as number one: Lessons for America, 1979.)

Loss of Norm Consciousness in Present Japan

— An examination by “the theory of dual self ; my-self and other-self” —

Zenjiro NAKATSUKA * and Atsushi OGAWA **

(Key Words : the norm consciousness, the theory of dual self; my-self and other-self, democracy)

In present Japan, the collapse phenomenon of the society such as the deterioration of the public peace and the increase of suicide, etc. were made a normal state. We particularly focused on the weakening of norm consciousness in Japan. And we discussed the fundamental causes and the direction of overcoming it on the basis of “the theory of dual self ; my-self and other-self” which had formulated as a psychological model by Nakatsuka. By this theory, the progress of “my-self hypertrophy” and “other-self atrophy” in many Japanese people had formed the foundation of losing the legal and norm consciousness.

This disposition was particularly conspicuous in the young people and it was contrasted with Americans who had the absolute norm consciousness by the Christian faith.

There had been “the harmony spirit” in Japan. That was the base of consciousness that Japanese people had traditionally esteemed the group. “The harmony spirit” was originally a theory that advanced the integration of “my-self” and “other-self” under the doctrines of Buddhism. However, it was interpreted in favor of “my-self hypertrophy” in the history. This interpretation had still affected the norm consciousness of Japanese people.

It was discussed that the losing trend of the norm consciousness and pessimistic feeling to the future both were rooted in the losing the belief or religion that formed the marrow of “other-self”. We asserted that in order to overcome the modern problems, one should recur to “other-self society” that Japan once was so, from “my-self society” of nowadays.

*Department of education for the handicapped, Naruto University of Education

**Alumnus of graduate school, Naruto University of Education